

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第17回）

- 1 日時 令和5年11月9日（木）13時30分～14時30分
- 2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール
- 3 出席者
（会長代理）鈴木 聖子 （委員）濱出 征勝、木邑 康和、森 修、高橋 武一、
櫻木 忍、小西 昌弘、東村 玲子、富岡 啓二、後藤 正邦
（事務局）吉村 裕一、河野 展久、坂東 誠、児玉 晃治、小竹原 涼、
長島 拓也、柘植 卓実

4 課長（水産）挨拶

5 議題

（1）諮問事項

- ・知事許可漁業における制限措置、申請期間の設定について
- ※小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）、固定式刺し網漁業、あわび漁業、
なまこ漁業

（2）協議事項

- ・知事許可漁業における取扱方針の改正および新設について
- ※刺し網漁業および固定式刺し網漁業の許可取扱方針（改正）
なまこ漁業およびあわび漁業の許可取扱方針（新設）

（3）報告事項

- ・知事管理漁獲可能量の変更について ※くろまぐろ
- ・令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

（4）その他

6 議事録署名委員指名

鈴木会長代理：それでは、議事に入ります前に、議事録署名員を指名いたします。本日の議事録署名員は、森委員と高橋委員にお願いいたします。

5 議 事

鈴木会長代理：それでは、諮問事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

1つ目の議題、知事許可漁業に関する制限措置及び申請期間について御説明をさせていただきます。

まず、概要について、資料1、表紙の左側を御覧ください。

この議題は、本委員会で度々御審議いただいているもので、福井県が漁業調整規則に定めた知事許可漁業について、その許可を行うために定める必要のある制限措置と申請期間、こちらを定めるため、事務局のほうで作成させていただきましたそれらの案について、委員会の意見を聞くというものになっております。

今回定めるべき漁業は、表紙右側の一覧にありますとおり、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）、こちらはなまこけた網漁業のことになります。そして固定式刺し網漁業、あわび漁業、なまこ漁業、これらが対象です。

今回は変更の内容が漁業種類ごとに異なるため、これから分けて御説明をいたします。

資料は、表紙左側の黒丸2つ目に戻ります。

まず、手繰第三種漁業のうち、なまこけた網漁業、固定式刺し網漁業のうち、あじ底刺し網、このしろ底刺し網、がざみ底刺し網、これら4種類の漁業について、これらは既に3年間の一斉の許可は済んでおりますが、このたび新規着業の希望者が出たため許可の枠の追加をしようとするものとなっております。

なお、この許可の枠で途中からの許可を受けますと、許可期間の満了日はほかの一斉更新をした許可受有者と合わせたものになりまして、次の更新時に皆さん一斉に更新を行うという流れになっていきます。

次に、固定式刺し網漁業のうち、めばる類刺し網、そしていしがれい類刺し網、三枚網漁業、こちら3つについては、今年いっぱい、12月末をもって3年間の期間が満了いたします。それを更新するために許可枠を設定しようというものでございます。

件数については、地区ごとに廃業であったり、またその枠の入れ替わりで新規の着業があったり、設定する枠数に若干の増減がございます。

そして、黒丸2つ目の矢印2つ目、あわび漁業およびなまこ漁業については、更新のための許可の枠の設定に加え、操業区域について表記方法の変更と、先日の漁業権免許に合わせた区域の変更がございます。皆様、記憶に新しいことかと思いますが、9月1日に漁業権の免許が切り替わり、その際に全ての免許区域の表記方法が緯度と経度によるものになりました。これに合わせて、あわび漁業となまこ漁業の操業区域は共同漁業権の白抜き地帯、除外区域であっ

たことから、こちらにも表記をそろえ緯度と経度による表記に切り替えようというものです。

実際示している範囲自体は従前と変わりありません。ただ、今まで許可の対象としてきた美浜町の佐田地先の海面、こちらは8月まで第一種共同漁業権、あわびやなまこを含むさざえ等の貝類、海藻類、磯根の資源を対象とする漁業権が今まで免許されておらず、美浜町漁協の組合員であっても漁業許可を受けなければあわび、なまこを取ると違法となってしまうため、ここをあわび・なまこ漁業の許可の対象区域としていた経緯がございます。

しかし、9月1日の漁業権免許切替えの際、新たにこの区域にもほかの区域と同様に第一種共同漁業権が免許され、美浜町の組合員であれば、あわび・なまこ漁業権に基づき採捕可能となったことから、この許可を取る必要がなくなりました。そのため、今回から許可の対象区域としては外すこととしております。

以上が概要の説明となります。

ページをめくっていただいて4ページ以降に制限措置と申請期間の具体的な内容が続いております。使用する漁船の要件、操業区域、漁業の時期、行う者の資格などが含まれております。

この表の中の左から3つ目の縦の列、数字が赤字になっておりますが、これが設定する許可の枠の数です。手繰第3種に続き刺し網の許可枠、それぞれ赤字で示めすとおりです。

そして、8ページと、その次の9ページ、裏面に書いているあわび・なまこ漁業につきましては、概要のほうで説明させていただいたとおり、区域の表示が赤字で緯度と経度によるものになっております。

また、あわび漁業で挙げますと、9ページの上段、横に線が引かれた部分がございますが、これが新たに第一種共同漁業権の免許がされて、許可の対象区域でなくなったところ、こちらを消すというふうにして横線を引かせていただいているところです。

この区域の以前のものと今回表記しているものを表している新旧対照表を13ページと14ページ、15ページにつけてありますので、併せて御覧いただけると幸いです。

最後に、資料3ページ、県知事からの諮問文を朗読させていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

知事許可漁業における制限措置および申請期間について。

みだしのことについて、福井県漁業調整規則第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置および申請期間を定めたいので、同規則同条第3項の規

定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

というのが今回の諮問文です。

以上で資料1、知事許可漁業に関する制限措置、申請期間の御説明を終わります。

総括して定例的な漁業許可の更新と追加、また変更も漁業権免許に対応するためのものとなっております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

鈴木会長代理：ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か御意見はございませんでしょうか。

森委員：「美浜町佐田地先海面について」と書いてありますが、許可を取らない場合、免許ある場合には組合員だけで取れるということでしょうか。各地区が許可を外したらみんな取れるということになるのですか。

事務局：共同漁業権の第一種共同漁業権がある海面であれば、それぞれの地先で各組合員さんなら取ることは可能です。

森委員：第一種の中なら許可なくても取れるということですか。

事務局：そういうことです。

森委員：申請してなくてもよろしいということになるのですね。

事務局：はい。

森委員：分かりました。ありがとうございます。

鈴木会長代理：そのほかいかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見ないようですので、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木会長代理：ありがとうございます。

では、諮問事項については以上といたします。

続いて、協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局：引き続き、よろしく願いいたします。

2つ目、協議事項となりますが、知事許可漁業の取扱方針について、資料2-1と2-2を用いて説明をさせていただきます。

この議題においては、刺し網漁業とあわび・なまこ漁業の許可の取扱方針について御協議をいただきたく思います。

今回、改正及び新設としておりますが、目的としては漁業法及び漁業調整規則改正後の状況に内容を合わせることで、また、許可運用改善のための条件の新設となっております。

詳細な内容を説明いたします。

資料2-1、1ページ、刺し網漁業の取扱方針について、概要から御覧ください。

さい。

法と規則の改正への対応について、先の議題において定めた制限措置が少し関係しております。

漁業法の改正の前には、取扱方針に基づいて許可証の内容を規定しておりましたが、改正後には操業範囲や操業時期など、取扱方針の中身の一部分が法と規則に基づく制限措置のほうへ移行いたしました。先ほどの資料1がそれに当たります。

つまり、現在、取扱方針と制限措置の両方で同じ項目を二重に規定してしまっている状況となっていることから、今回の改正において重複した部分を制限措置に移行したものと削除し、制限措置と取扱方針それぞれを独立させようというものでございます。

一部が移行して、残っているのが許可の条件などになりますが、何か具体的に内容を追加など変更したということはありません。

資料の2-1、2ページ以降が実際の改正案となっております。詳細につきましては、そちらを御覧ください。

資料2-2に移らせていただきます。

これは、漁業法改正後から新設された漁業種類であるあわび漁業およびなまこ漁業について、このたび創設から3年間1サイクルが経過し、許可の更新を迎える節目であり、3年間の許可運用中に想定された問題に対処するため、新たに許可の条件を規定しようというものです。

資料2-2の表面、下段に理由を記載してございます。

あわび・なまこでなくほかの漁業種類、例として小型底びき網漁業などにおいては、許可の名義人、許可受有者のほかに漁業従事者を船に乗せて、共に漁業を行うことができるような許可になっておりますが、あわび漁業となまこ漁業については、規則上、漁船を用いない場合でも許可を得ることができる漁業となっており、この漁業従事者の扱いが不明瞭になっておりました。

つまり、仮定の話にはなりますが、もしあわび、なまこを潜って密漁していた者が、私は許可を持っている漁師の従事者だというような主張をすると、その場でその真偽を証明することが困難であるという問題が起きかねないということです。

そこで今回、漁業許可証に記載する許可の条件に、新たに許可受有者以外の従事を禁ずる旨の規定を追加したいと考えております。

資料2-2の裏面に具体的な取扱方針の記載内容を載せてあります。

なお、今まで3年間の許可期間がありました。特に規定する事項がなく取扱方針そのものが存在していませんでしたが、今回、許可の条件を規定するに当たって新設するということとなります。

以上で資料2-1及び2-2の御説明を終わります。

総括すると、法と規制の改正への対応と許可運用上に生じていた穴を埋めるということになりますので、今後の円滑な漁業許可制度の運用のため、事務局として資料のとおり改正をさせていただきたいと考えております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

森委員：これは許可となると本人だけしかできないということは、家族でやっている場合には家族全員の許可が要るということですね。

事務局：そういうことになります。

森委員：そうすると、全員の許可を出さなければいけないということですね。

事務局：今回のこのあわび・なまこ漁業は範囲がすごく限定されているところで、敦賀市さんと敦賀港の共同漁業権除外区域となります。

森委員：あそこの場合だけがこれに該当するということですね。それ以外は家族でやってもいけるということですね。

事務局：そうです。共同漁業権の中であれば今までどおりです。

森委員：関係ないということですね。

事務局：はい。

森委員：分かりました。すみません。

鈴木会長代理：事務局からの説明に対しまして、ほかに御質問はございますでしょうか。

後藤委員：あわびとなまこのところです。漁業者の方に事前に意見や実情を聞いたりするようなことをしていらっしゃるのかというところが1つ目。実際、漁業者の方々が今まで普通にやっていた漁業に影響がないのかはすごく気になるところで、真っ当にやっている方でさえ何か影響を受けるということがないかどうかというのは正直気になる。この影響が2つ目です。あと、他県でこういう例が見られたということか、というのが3つ目になります。

事務局：影響につきましては、この許可を得て主に潜ってあわび、なまこを取られる方のうち、共同漁業権のないところで操業されている方がこの許可の対象になりますが、そういった方は、実際1人で許可を取って、1人で潜ってというような実態が主であり、むしろ無許可であわび、なまこを取るような人たちが今後従事者という言い訳を封じるためのものとなっております。

この条件の発端が海上保安庁との話の中で出てきたのですが、他県の事例として、島根県でこれと同様の許可を運用していますが、そちらではほかの者を従事させてはならないというような条件が付されており、福井県では今まで3年間の許可の中でそのような規定がなかったことから、もし密漁が起こった場合にこのような言い訳が想定されるという事態が海上保安庁との話の中で想定されたことから、今回このような設定をさせていただきたいと考えています。

後藤委員：具体的に何か取締り逃れのような実例が他県を含めて頻発しているため対処

することにしたわけではなくて、海保との協議の中で、このままでは取締りは難しくなるかもしれないという想定から今検討されている、そういうことですか。

事務局：おっしゃるとおりです。

後藤委員：一応意見だけ言っておきますと、それだと自分は従事者だという話をするので、許可を受けている人の名前や許可受有などがきちんと答えられるかどうかぐらいで大体実務的には取締りできそうな気がするため、何か規制としては厳し過ぎるのではないかという気がしなくもないと思う。密漁を取り締まりたいのはすごくよく分かるため、そこはもちろん賛同するが、何かちょっと厳し過ぎるかなという感じは思ったところです。

意見として申し上げておきます。

鈴木会長代理：では、今、御意見もいただきましたけれども、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、協議事項については以上ということにいたします。

続きまして、報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：報告事項について、事務局から説明をさせていただきます。

今回、知事管理漁獲可能量の変更を行う対象は、くろまぐろとなります。

資料内の1番、今回の漁獲可能量変更の経緯について説明をさせていただきます。

今回生じた変更は、水産庁が実施した融通要望調査によって生じた変更となります。

水産庁が主体で実施している都道府県間におけるくろまぐろの漁獲可能量融通要望調査について、福井県からは各漁協様から聞き取った小型魚から大型魚へ0.8トン振り替える交換の要望、さらに追加の要望については、水産庁の計算ルールに従って大型魚19トンの追加要望を提出しておりました。

後に、水産庁から各都道府県から取りまとめた要望調査の結果が報告され、0.8トンの交換については要望どおり実施されました。しかし、譲受の要望については、国へ返す譲渡の都道府県がなく、成立した都道府県はありませんでした。

資料内の2番、令和5管理年度における福井県知事管理漁獲可能量の変更を御覧ください。

今回の交換について、令和5年10月11日付で水産庁より福井県の漁獲可能量に変更になった旨通知がありましたので、それに合わせて福井県の知事管理漁獲可能量の変更を県で事前に行いました。

本来、知事管理漁獲可能量の変更には、海区委員会へ諮問し、意見を聴く必要がありますが、漁業者の操業に支障を来すおそれがあることから、そういっ

たことを配慮し、事前に福井県と水産庁で話を進め、知事管理漁獲可能量の変更を事前に進めさせていただきました。

それでは、資料内の表を御覧ください。

交換に伴う知事管理漁獲可能量の変更について、小型魚と大型魚ごとにまとめさせていただきました。

まず、くろまぐろ（小型魚）の表を御覧ください。

今回の交換要望では、小型魚0.8トン为国に渡して、代わりに大型魚を0.8トンもらうよう要望をしているため、小型魚は定置漁業で現行の32.7トンから0.8トン減少、結果として31.9トンに変更となりました。福井県漁船漁業について、変更はございません。

続いて、くろまぐろ（大型魚）ですが、小型魚とは逆に0.8トン増えることになり、福井県定置漁業で現行の19.3トンから0.8トン増加し、20.1トンに変更となりました。また、漁船漁業の変更はございません。

続いて、資料裏面を御覧ください。

ただいま説明させていただいた知事管理漁獲可能量の変更ですが、漁業法において、「知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされております。

今回の数量の変更については、資料内の漁業法（抜粋）以降のくろまぐろの福井県知事管理漁獲可能量の変更に関する記載について、福井県報及びホームページで講評をさせていただきました。

以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

鈴木会長代理：ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして御質問はございますでしょうか。

富岡委員：2点確認いいですか。

1点目は、公表はいつの日付でやられたのかというのが1点目です。

2点目は、先ほどの説明にあったとおり、こういった変更についてはこの調整委員会の中で協議か諮問か分かりませんが、それをするところを事前にこの委員会の中で、こういった変更については実質的にはもう県のほうは手続して行いますということで了解を得ていたのかどうか。私、欠席が多かったものでそこが不案内なものですから、そこをお願いします。

事務局：福井県のくろまぐろの変更の公表については、2023年10月19日にホームページで公表させていただいております。福井県報については、恐らく10月17日付の県報で公表しております。

また、このような変更の際に委員会への諮問を通さず事前に県と水産庁で調整をさせていただくというような内容は、令和5年1月の委員会の中で説明をさせていただいて、委員の皆様から了承をいただいております。

富岡委員：ありがとうございます。

鈴木会長代理：ほかにいかがでしょうか。

木邑委員：このくろまぐろについて、来年の3月31日で管理年度が切れ、4月1日からまた新たに配分があると思うが今度は増えるのか。1か月か2か月ぐらい前の新聞かラジオか何かで全国的に枠が増えるというようなことを聞いたが、福井県はどれぐらい増えるか分からないですか。

事務局：来年度の数量については、今、国のほうと検討しているところですが、木邑委員のおっしゃった来年度は増えるというのが今の時点で国から話が出ていなくて、恐らく今年度と同じ数量になると事前に国から話は受けています。

木邑委員：変わらないということですね。何か新聞かラジオで言ったと思う、1か月か1か月半ぐらい前かな。全体的にくろまぐろの枠が増えるって、日本の枠が増えるということ。

事務局：来年の国際会議の中で、今、国の資源が増えているので枠を増やしてほしいというような話を進めているところであり、それが国際会議の中で通れば、再来年度から枠が増える可能性はあるとは聞いているが、来年度に増える見込みは今のところは聞いてはおりません。

鈴木会長代理：ほかにいかがでしょうか。

では、特にないということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

鈴木会長代理：ありがとうございます。

では、次の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局：引き続き、私から説明させていただきます。

今回御報告させていただく令和4年度全国海区漁場調整委員会連合会の要望結果について説明いたします。

例年、全国海区漁業調整委員会から水産庁や各省庁へ向けて、現場からの意見を集約した要望を提出する活動、要望活動を行っておりまして、その内容は各海区委員会で調整した内容を複数の会議を経て集約し、まとまった要望を最後に提出するというような流れになっております。

具体的にお話ししますと、福井海区からの要望は、前年の要望に対する省庁からの回答を踏まえ、委員会において要望の検討を行います。続いて、北陸4県5海区漁業調整委員会、日本海ブロック会議、全国海区の通常総会の過程を経て水産庁へ要望されています。

このように前年の要望に対する省庁からの回答を踏まえた上で、次の要望内容を検討することが通常の流れとなっているのですが、先日開催させていただいた8月8日の委員会の中で協議した令和5年度の要望内容については、前年の要望に対する回答を踏まえて検討はしておりませんでした。

これは、北陸4県5海区の調整会議が9月7日に開催することが決まっております。会議で検討する要望内容について8月中旬までに提出する必要がありましたが、委員会を開催した8日の時点では、水産庁の要望に対する回答の取りまとめがされておりましたので、詳細に示していなかったということが理由です。

そこで、今年度の福井海区からの要望については、前年度の内容に一部新たな要望を追加した形で協議させていただき、提出をさせていただいております。後日、9月4日に水産庁から要望活動の結果が示されたことから、今回の委員会の中で皆様へ報告をさせていただこうと考えております。

また、来年の5月頃には全国海区の通常総会がありますので、その中で要望内容について協議を行う場がありますから、必要であれば今回の委員会で報告した意見について追加の意見を提案させていただく予定をしております。

続いて、A3の横長の資料を御覧ください。

令和4年度要望の回答および令和5年度要望内容についての資料となっております。

まず、資料の構成について説明いたします。

表の一番左の列、課題という列に書いてある内容は、省庁に要望する際のジャンルのようなもので、本海区では令和4年度に4つの課題に対して要望を行っております。

次に、一つ右隣、福井海区からの要望（令和4年度）ですが、これは令和4年度に本海区において協議して提出した課題を記載しております。実際に水産庁に提出される際には、各会議を経て細かい文言等が修正されておりますが、今回の資料には前年度協議した内容そのまま書かせていただいております。

次に、一番真ん中の列、回答（抜粋）になりますが、これが先ほど説明した9月4日に水産庁から提出された令和4年度に提出した要望に対する各省庁からの回答の内容となっております。

記載の内容については、そのまま載せると膨大な量になるため、要望の内容に関連するところを一部抜粋して記載させていただきました。

最後に、一番右の列、福井からの要望（令和5年度）ですが、こちらには今年度8月の委員会で協議し、提出した要望について記載しております。基本的に令和4年度の要望内容をベースとしているので、内容はほぼ同じものになりますが、資料内の赤字の部分については、新しく追加した要望の内容となっております。

それでは、資料の内容について説明いたします。

まず課題の1つ目、沿岸漁業と大中まき網との調整についてです。

本課題について、令和4年度の要望としては、大中型まき網漁業と沿岸漁業

の調整について協議の場を設定し、当事者間の漁場利用に係る合意形成に向けて積極的な指導・調整を今後も継続して行うこと。

大中型まき網漁業者に対し、沿岸漁業者らの自主的な資源管理措置を周知するとともに、当該取組みへの参画や遵守を促すよう、積極的に指導することの2点について要望しております。

それに対し水産庁からの回答は、一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分に行われるよう対応してまいりたいと回答をいただいております。

令和5年度の要望については、令和4年度の要望内容に新たに大中型まき網漁業者に対し、安全確保のため、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めることという要望を追加しております。

次に2つ目、ミニボート利用者の海難事故と漁業被害の防止についてとなります。

本課題については、海面利用者相互の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限および夜間航行を禁止すること。

ミニボート利用者への保険加入を促進し、漁業操業を妨害した場合や救難活動を行った場合の損害を補填する体制を構築することの2点を要望しております。

水産庁からの回答としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページへの掲載や、各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところ。なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。

今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたいという回答をいただいております。

また、国土交通省からの回答は、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識している。プレジャーボートを係留する要件として、保険の加入を義務付けている一部のマリナーや漁港等はあるものの、国土交通省では関係団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導している。

今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取り組んで参りたいと回答を受けております。

令和5年度に提出した要望としましては、前年度の要望内容に加えて、ミニボートの安全航行や漁船との衝突事故防止のための目印となる標旗及びレーダ

一反射板をある程度の高さに掲揚すること等を必須とすること。

ミニボートの利用に対し免許制度を義務付けるとともに資源管理や安全航行に関する意識啓発を効率的に行えるよう、ミニボート所有者の組織化を図る等、新たな対策を検討するよう国土交通省へ働きかけることの2点を追加して要望しております。

次に3つ目、外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保についてです。

本課題については、大和堆をはじめとした日本海の我が国排他的経済水域内において繰り返される、外国行政による違法操業を未然に防ぐため、海上保安庁と水産庁とが連携して厳正な取締りを継続し、我が国漁船の操業の安全を確保すること。

大和堆の日韓暫定水域において、放置漁具による漁場の荒廃を防ぎ、安心した操業を継続するため、海底清掃に係る民間合意が滞らないよう、国が積極的に関与すること。

海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業の強化に継続して務めることの3点を要望しております。

水産庁からの回答として、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいります。

令和5年度の要望としては、令和4年度の内容を継続して要望しております。

最後、4つ目、クロマグロの資源管理についてとなります。

令和4年度に、定置漁業の操業を継続しながら数量管理ができるよう、クロマグロの選別・放流技術の確立について継続して努めること。

定置漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網へ柔軟に対応できるよう留保枠の有効活用や沿岸漁業への配分について配慮することの2点を要望しておりました。

水産庁からの回答としては、平成29年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。

平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置をとったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置した

ところであると回答を受けております。

令和5年度の要望としては、令和4年度から継続した要望を行っております。

長くなりましたが、以上で令和4年度の要望に対する回答および令和5年度の要望について、事務局から説明を終了させていただきます。

事務局としては、今年度の要望内容について、そのまま継続して要望を続けていくことがよろしいかとは考えておりますが、委員の皆様から御意見があればよろしく願いいたします。

鈴木会長代理：それでは、資料4について事務局から説明がありましたが、御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。御意見ないということで。

ありがとうございます。

では、報告事項については以上といたします。

そのほかについて、御発言されたい方がおられましたらどうぞお願いいたします。

森委員：海区に関係ないかもしれないが、なまこ漁について、中国が輸入禁止しており、ほかのところはホタテや補償など話題となっているが、福井県としては全然タッチしてないという考え方でよいか。それともまた国に漁業のことを要望、陳情してくれるのか、そのことをちょっと聞きたいと思います。

事務局：ALPS処理水の影響や風評被害への対策については、基本的には補償については東京電力が主体となってやる。それから、その他支援については国が責任を持ってやるということで、国では1,007億円の事業費を計上しているところであって、まずはそこで対応されるというふうに認識をしています。

福井県などは直接被害というわけではないかもしれないので、どこまで補償されるのか、手当てされるのかというのはまだ見えないところでありまして、一応国に対してはその辺をしっかりとやってくださいというような知事名での要望というのは、明日、福井県農林水産部の部長が水産庁に行き要望させていただくというような段階です。

実際、なまこは12月から解禁になりますので、具体的な影響というのはそこから見えてくるのかなというふうに思っています。そこに対してどのように手当てがされるのかというのを見ながら、またその辺については対策を考えていきたいというところです。

森委員：ありがとうございます。すみません。

鈴木会長代理：ほかにごございますでしょうか。

木邑委員：私も教えてほしいのだが、定置網の保護区域で魚を釣ることは問題ないと思うが、定置網の中へ入って釣る者もいる。それが今、河野地区で大きな問題になっている。これは罰則か何かあるのですか。

事務局：定置網の中ですよ。

木邑委員：保安庁へ言っても保安庁は来てくれないし。

事務局：定置網、御存じのとおり漁業権に基づいて営まれているということですので、厳密に言うと磯のあわびやさぎえの密漁と同じ、定置の操業を邪魔しているということで、漁業権侵害となりますが、どうやって立証するかというところが非常に難しい。

木邑委員：写真でも撮っておかないといけないということですね。

事務局：そうですね。例えば養殖の魚ですと漁業権侵害ではなくて盗難になる。ただ、定置の中の魚は全部取り上げるわけではなく、また外に出ていく魚もいるわけで、なかなかその辺が難しいところというのはこちらとしては認識している。

木邑委員：それ、もし保安庁が捕まえても処分するということではできないのか。

事務局：何か罰があるかという、今現時点では難しいなと思っておりますが、我々も保安部のほうと話ししながら、そういう悪質な方についてはできるだけ特定をして、マークしながら粘り強く指導していくのかなと思っております。

木邑委員：分かりました。

高橋委員：うちでもそういう事例があり、怒って注意し、引き揚げて、連れて帰った。そしたら次の日も来る。なめられている。

事務局：そんなにひどいのか。

木邑委員：もう速いし、逃げていく船はさっさと退散してしまうので分からない。注意すると、今度は向こうへ行行って、帰るときまた来る。あれが腹立つ。

事務局：県の取締船の若越のほうも、できるだけ定置周りも重点的に見るようにはしていますけど、見かけるようなことあれば、またお知らせいただければ対応して。

高橋委員：定置の保護区域に入っても罰則はできないのか。定置網の保護区域に入っていることですね。それに罰則はできないのですか。

木邑委員：保護区域は別に関係ない。

高橋委員：関係ないけど、中に入って。網が張ってあるとなおさら。

事務局：定置の中の魚を取るといったら、今、通常の共同漁業権のあわび、さぎえならばすぐに親告罪で密漁の摘発ができますが、定置の魚も基本的には同じ扱いではないかなと思うがいかがでしょうか。

後藤委員：同じ扱いでないとおかしいと思いますけれどもね。そうでないと、漁業権がある人の保護が図れないので。違法になるということは。

小西委員：過去にその事例というか、定置の網の中で釣りしていたとかというそれを取り締まったこと1回もない、はっきり言うと。恐らくないでしょう。

事務局：聞いたことはないですけど。ほかの県でもそういうのは聞いたことは今のところないですけども。

ただ、そのために保安部も対応できるのかどうかという自信がないのかなという気もする。

また保安部と話をするとき、その辺の解釈というか、共通認識を持ってお願いしていくということはできるのかなと。

高橋委員：県のほうから言うてもらおうと一番いい。

事務局：すぐ逃げるというので、なかなか特定は難しいですけども、いつ来ていたか、記録だけ取っておいていただけると、またその相手を特定できた場合に証拠を突きつけて、これだけやっているという悪質性を示せるかと思いますので、そういった記録はお願いしたいと思います。

木邑委員：はい。

鈴木会長代理：ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了といたします。
ありがとうございました。